



#### 目 次

- 1 ご挨拶
- 2 理事公募のお知らせ
- 3 一時支援金の情報



公益社団法人東京都はりきゅうあん摩マッサージ指圧師会広報局 〒101-0042東京都千代田区神田東松下町37-4 TEL 03-3252-8811 FAX 03-3252-8813



## 1ご挨拶

今年もまた春になり桜が咲き、今年もまたコロナ禍 騒動に振り回されている。非常事態宣言下と言いなが ら、この状況に慣れて危機感が麻痺してきているの か、充分な効果が上がっていない。延期されたオリパ ラは国内国外の問題を苦慮しながらも開催に向けて準 備を進めているニュースが流れています。特に日本で は副反応について強よく言われますが、やっとワクチン接種が始まりました。

どこに希望をもって生きていけば良いでしょう・・業 友の皆様お一人おひとりが今まさに厳しい状況の中で 努力されておられる事でしょう。このような時にこそ 力を合わせ、経済面でも健康面でも大きな不安がある 中でも、都民国民のため、もちろん私達自身のため に、「日々生きていく為の力」を強め、希望を持って 暮らせるように「あはき業」を通して貢献して参りま しょう。

# 2 東京都はりきゅうあん摩マッサージ指圧師会 理事公募のお知らせ

令和3年度は役員改選の年です。新しく理事を選任するに当たり下記の通り候補者を広く会員の皆様の中から公募致します。ご応募お待ちしております。

記

- 1立候補の条件
- ・正会員であること。



- ・現在会費の滞納が無いこと。
- 免許取得後2年以上経過していること(令和3年4/30現在)
- 2受付期間

令和 3 年 3/22(月)~令和 3 年 4/12(月)

3募集人数 数名 (理事定員 3~12 人以内)

#### 4公募の流れ

・受付期間内に所定の立候補届出書及びアピール文 を事務局に提出して下さい。

- ・受付期間終了後に現役員と面談を実施します。 (面談日程は別途ご連絡致します。)
- ・4/21(水)の理事会にて候補者を選定致します。
- ・選ばれた候補者の方には個別にご連絡致します。
- ・令和2年度定時総会(5月後半開催予定)にて候補者 を承認致します。

#### 5 理事業務内容

任期は2年です。

年間6回程度の理事会と総会に出席。

主な業務は各事業部の活動と、その他会務全般です。 若干ですが活動費を支給予定。

6 立候補届出書の提出先(郵送 FAX e-mail 何れでも可) 公益財団法人 東京都はりきゅうあん摩マッサージ指圧師会 事務局 宛 〒101-0042 東京都千代田区東松下町 37-4

公益財団法人 東京都はりきゅうあん摩マッサージ指圧師会会館4階

TEL: 03-3252-8811 FAX: 03-3252-8822

e-mail: toshikai8811@ybb.ne.jp

### 東京都はりきゅうあん摩マッサージ指圧師会 理事公募 立候補届出書

※日付は西暦にてお願いします。

氏名		生年月日	3		
			年	月	日
自宅住所					
職場住所					
業務形態 に ○印					
自営(治療院開設 訪問出張専門 )・ 勤務					
療養費保険取扱 有・無					
連絡先電話番号					
連絡先メールアドレス					
資格取得年月日			年	月	日
	きゅう		年	月	日
	あん摩マッサージ指圧		年	月	日
他に取得された資格					
	里学療法士 介護福祉関係	看護帥	その他医療関係		
その他( )					
臨床実績年数(簡単に。詳細はアピール文にて)					
所属する他団体・学会等(役員等されていればその役職も)					
76-31 de 72	<b>エ</b> 人 日 ス キャ		A 曲 +#-6.1. 6 1		
確認事項	正会員である		会費滞納無		

※本書類の他に臨床実績、あはき業界や業界団体に対する想い等を 1000 文字目安で記述した アピール文を添付して下さい。フォーマットは自由です。

## 4一時支援金情報

政府から新たに一時支援金支給の発表がありました。 ご検討してみてください。





#### 以下の場合は給付対象とはなりません



事業活動に季節性があるケース(例:夏場の海水浴場)に おける繁忙期や農産物の出荷時期以外など、通常事業収入を 得られない時期を対象月として緊急事態宣言の影響により 事業収入が減少したわけではないにも関わらず給付を申請 する場合は給付対象外です。



(緊急事態宣言とは関係なく)売上計上基準の変更や顧客との 取引時期の調整により対象月の売上が減少している場合は 給付対象外です。



(緊急事態宣言とは関係なく)単に営業日数が少ないことに より対象月の売上が50%以上減少している場合は給付対象 外です。



売上が50%以上減少していても、または、宣言地域に所在する 事業者であっても、給付要件を満たさなければ給付対象外 です。



地方公共団体から時短営業の要請を受けた、協力金での支給 対象の飲食店は給付対象外です。

(昼間のみに営業を行っているなど、協力金の支給対象になっていない飲食店は、給付対象になり得ます。) ※都道府県・市町村が新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付会を活用して措置している協力会

#### 一時支援金 ホームページ



一時支援金

https://ichijishienkin.go.jp/ スマホサイトは4月以降公開予定



一時支援金 相談窓口・申請サポート会場電話予約窓口

0120-211-240 PRE 03-6629-0479

要付時間 8:30-19:00 (土田·祝日舎む全日

! 「一時支援金」の不正受給は犯罪です!